

平成 19 年 1 月 15 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

優先出資証券発行に係わる条件決定について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 <sup>くろやなぎ のぶお</sup> 畔柳 信雄）は、当社の 100%出資子会社 MUFG Capital Finance 4 Limited および MUFG Capital Finance 5 Limited による優先出資証券の発行に関し、今般、その発行条件を以下のとおり決定しました。

発 行 体	MUFG Capital Finance 4 Limited	MUFG Capital Finance 5 Limited
	ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立した当社が議決権を 100%所有する特別目的子会社	
証 券 の 種 類	ユーロ建 配当金非累積型 永久優先出資証券	英ポンド建 配当金非累積型 永久優先出資証券
	当社普通株式への交換権は付与されません	
発 行 総 額	500 百万ユーロ	550 百万英ポンド
配 当 率	年 5.271% (平成 29 年 1 月まで固定) 平成 29 年 1 月以降は変動	年 6.299% (平成 29 年 1 月まで固定) 平成 29 年 1 月以降は変動
発 行 価 額	1 証券あたり 1 千ユーロ	1 証券あたり 1 千英ポンド
払 込 予 定 日	平成 19 年 1 月 19 日	
資 金 使 途	当社の連結子会社である株式会社三菱東京 UFJ 銀行の資本増強に充当	
優 先 順 位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当社の劣後債権者・一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位	
募 集 形 態	欧州を中心とする海外市場(米国を除く)における海外機関投資家を対象とする募集	
上 場	シンガポール証券取引所（予定）	

以 上

ご注意：この文書は、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループの子会社の優先出資証券発行に係わり一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本優先出資証券は、1933 年米国証券法に基づく登録は行われておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。この文書は、米国における証券の販売の申込ではなく、またこれを意図するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、または登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。